

南薩地区衛生管理組合
汚泥再生処理センター建設工事
落札者決定基準

平成 24 年 10 月

南薩地区衛生管理組合

目 次

1. 審査の概要	1
1) 審査方法	
2) 総合評価の手順	
2. 資格審査	4
3. 技術提案書の確認	4
1) 確認の方法	
2) 確認する内容	
4. 定量化審査	4
1) 基本方針	
2) 審査の方法	
3) 審査項目及び配点	
4) 技術提案書の審査	
5) 価格審査	
6) 総合点数の算出	
7) 優秀提案の選定	

1. 審査の概要

南薩地区衛生管理組合汚泥再生処理センター建設工事（以下「本工事」という。）の請負者には、既存施設の通常処理や河川改修工事への対応等を含め、工事対象となる施設の設計・建設に関する専門的な技術やノウハウの保有が必須となる。

このため、請負者決定に係る契約方式は、技術提案及び入札価格の総合的な評価によって落札者を決定する総合評価落札方式（一般競争入札方式）を採用する。

南薩地区衛生管理組合汚泥再生処理センター建設工事落札者決定基準（以下「落札者決定基準」という。）は、本工事に係る入札説明書類に基づき応募者から提出された技術提案書類を、可能な限り客観的に評価して落札者を決定するための基準を示すものである。なお、落札者決定基準に併せて配布する入札説明書、様式集及び後日配布する発注仕様書も一体の資料とみなし、これらの全資料を含めて「入札説明書類」とする。

1) 審査方法

次の方法により審査を行い、優秀提案を選定する。

(1) 資格審査

南薩地区衛生管理組合（以下「組合」という。）は、参加表明書及び参加資格確認申請書により、応募者が入札説明書（別紙）の「第4章1 入札参加者の備えるべき参加資格要件」（以下「参加資格要件」という。）を満たしていることを確認する。この結果、参加資格要件を満たしていない場合は、失格とする。

(2) 技術提案書類の確認

組合は、提出された技術提案書類が入札説明書類に沿って全て揃っていることを確認し、重大な不備がある場合は失格とすることがある。また、提出期限までに必要な書類が提出されない場合も同様とする。

(3) 定量化審査

「南薩地区衛生管理組合建設工事総合評価委員会（汚泥再生処理センター）」（以下「委員会」という。）は、次の方法により提案内容の定量化を行い、優秀提案を選定する。なお、技術提案事項は、組合が施設建設に求める技術水準に関する提案事項（以下「一般要求事項」という。）と、組合が設定した特定のテーマに対し、応募者の専門性や独自性に関する提案事項（以下「特定要求事項」という。）に分けるものとする。

①一般要求事項に関する提案内容の定量化

一般要求事項に関する提案内容について、落札者決定基準に示す得点化の基準に基づき、審査項目ごとに南薩地区衛生管理組合汚泥再生処理センター建設工事発注仕様書（以下「発注仕様書」という。）との整合性を評価し、得点化を行う。

なお、発注仕様書に対する重大な不整合（性能やリスク分担に関する不整合、同一事項に対する2通り以上の提案、提案事項間のくい違い等がある場合）は、失格とする。

②特定要求事項に関する提案内容の定量化

特定要求事項に関する提案内容の定量化については、落札者決定基準に示す得点化の基準に基づき、審査項目ごとにその優劣を評価し、得点化を行う。

③入札価格の定量化

入札書に記載された入札価格について、落札者決定基準に示す得点化の算定式に基づき、得点化を行う。

なお、入札価格が予定価格を超える場合は、失格とする。

④総合点数の算出

一般要求事項に関する提案内容の審査、特定要求事項に関する提案内容の審査及び入札価格に関する審査により算出された審査項目ごとの得点を合計し、総合点数を算出する。

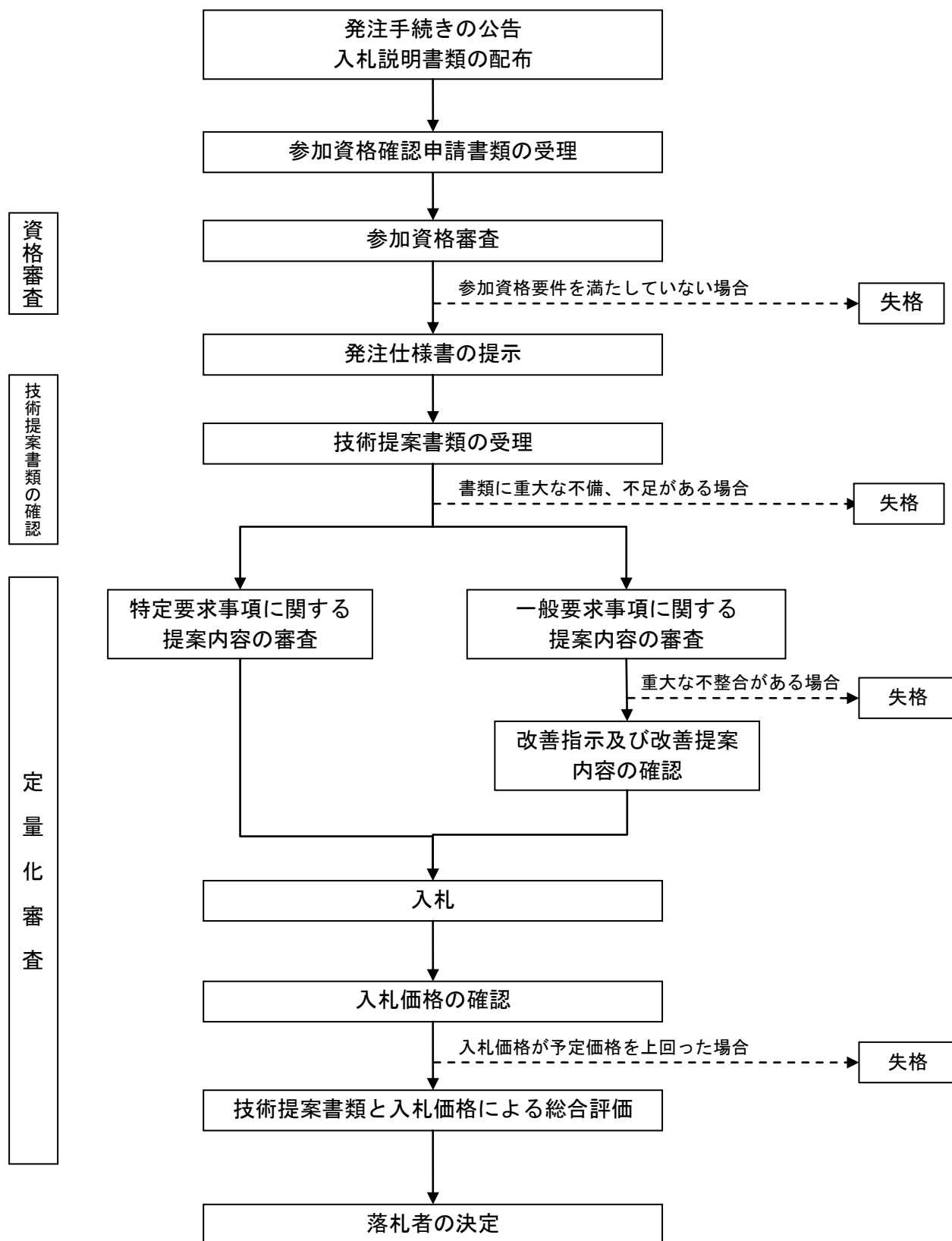
⑤優秀提案の選定

総合点数の最も高い提案を、優秀提案として選定する。

(4) 落札者の決定

組合は、委員会の優秀提案選定を踏まえ、落札者を決定する。

2) 総合評価の手順



2. 資格審査

参加表明書及び参加資格確認申請書の記述内容、添付資料などにより、応募者が参加資格要件を満たしていることを確認する。この結果、参加資格要件を満たさない場合は、失格とする。

3. 技術提案書類の確認

1) 確認の方法

技術提案書類の構成及び項目等が、入札説明書類で要求している事項を満たしており、定量化審査に支障のないことを確認する。この結果、書類の不備・不足が確認された場合は、失格となる場合がある。

2) 確認する内容

- (1) 提出された技術提案書類が入札説明書類の要求事項を満たしていること。
- (2) 技術提案書類の構成、項目が、入札説明書類に示された定量化審査の審査項目を満たしていること。

4. 定量化審査

1) 基本方針

本工事の目的を実現する上で必要な事項を審査項目とし、提案内容の定量化を図ることにより、客観的な視点から最も優秀な提案を選定する。

2) 審査の方法

入札参加者から提出された技術提案書類の内容及び入札書に記載された入札価格について、審査項目ごとに得点化を行い、それらを合計した総合点数の最も高かったものを、優秀提案として選定する。

3) 審査項目及び配点

審査項目及び配点については、次のとおりとする。

審査項目			配点	
技術提案書	(技術提案全体)	設備仕様書と発注仕様書の整合性に関する事項	5	
		設計計算書と発注仕様書の整合性に関する事項	5	
		図面類と発注仕様書の整合性に関する事項	5	
		工事施工計画と発注仕様書の整合性に関する事項	5	
		小計	20	
	特定要求事項(特定テーマ)	施設計画に関する事項	15	
		敷地内配置計画	5	
		機器配置計画	5	
		工事施工計画	5	
		プラント機能の安定化対策に関する事項	20	
		水処理設備の安定化対策	5	
		資源化設備の安定化対策	5	
		脱臭設備の安定化対策	5	
		災害時の対応	5	
		環境への配慮に関する事項	6	
		省エネ、省資源化への取組み	3	
		工事期間中の周辺環境対策	3	
		コスト管理計画に関する事項	9	
		運転管理計画・人員配置	3	
		維持管理経費	3	
		点検補修費	3	
		小計	50	
	技術提案書の配点 計			70
	入札書	工事費用の提案内容	入札価格に関する事項	30
	合 計			100

4) 技術提案書類の審査

(1) 点数化方法

技術提案書類の内容について審査項目ごとに5段階で評価し、その評価結果と審査項目ごとの配点を基に点数化する。

(2) 一般要求事項の審査

① 評価段階と評価内容

一般要求事項に関する技術提案内容の評価段階、評価内容及び点数化の方法は、次のとおりとする。

評価段階	一般要求事項の評価内容	点数化方法
A	当該評価項目において、発注仕様書を全て満足しており、提案書類間のくい違いもない。	配点×1.00
B	当該評価項目において、発注仕様書との不整合及び提案書類間のくい違いがわずかに（全体の10%未満）認められるが、改善が確認できる。	配点×0.75
C	当該評価項目において、発注仕様書との不整合及び提案書類間のくい違いが認められる（全体の10%以上～20%未満）が、改善が確認できる。	配点×0.50
D	当該評価項目において、発注仕様書との不整合及び提案書類間のくい違いが多く（全体の20%以上）認められるが、改善が確認できる。	配点×0.25
E	当該評価項目において、発注仕様書との不整合及び提案書類間のくい違いが認められ、その改善が確認できない。	配点×0

② 評価の視点

一般要求事項に関する技術提案内容を評価する際は、評価項目ごとに次の視点に基づき行う。

評価項目	評価の視点
設備仕様書と発注仕様書の整合性及び提案書類間のくい違いに関する事項	<p>評価項目に対応する技術提案内容が、発注仕様書と不整合がないこと及び提案書類間のくい違いがないことを評価の基本とする。</p> <p>①発注仕様書との不整合及び提案書類間のくい違いがない場合に配点の100%を付与する。</p> <p>②発注仕様書との不整合及び提案書類間のくい違いが一部に認められる場合には、その度合いに応じて減点する。</p> <p>③発注仕様書に対して重大な相違及び提案書類間の重大なくい違いがある場合は失格とする。</p>
設計計算書と発注仕様書の整合性及び提案書類間のくい違いに関する事項	
図面類と発注仕様書の整合性及び提案書類間のくい違いに関する事項	
工事施工計画と発注仕様書の整合性及び提案書類間のくい違いに関する事項	

(3) 特定要求事項の審査

① 評価段階と評価内容

特定要求事項に関する技術提案内容の評価段階、評価内容及び点数化の方法は、次のとおりとする。

特定要求事項の評価内容（その1、維持管理経費及び点検補修費以外の項目）

評価段階	特定要求事項の評価内容	点数化方法
A	当該評価項目において、大変優れている。	配点×1.00
B	当該評価項目において、やや優れている。	配点×0.75
C	当該評価項目において、一定の評価ができる。(標準)	配点×0.50
D	当該評価項目において、やや劣っている。	配点×0.25
E	当該評価項目において、大変劣っている。	配点×0

特定要求事項の評価内容（その2、維持管理経費及び点検補修費）

評価段階	特定要求事項の評価内容	点数化方法
A	各社から提出された金額が全社の平均値に対して0.80以下	配点×1.00
B	各社から提出された金額が全社の平均値に対して0.81~0.90	配点×0.75
C	各社から提出された金額が全社の平均値に0.91~1.10	配点×0.50
D	各社から提出された金額が全社の平均値に対して1.11~1.20	配点×0.25
E	各社から提出された金額が全社の平均値に対して1.21以上	配点×0

② 評価の視点

特定要求事項に関する技術提案内容を評価する際は、評価項目ごとに次の視点に基づき行う。

評価項目	評価の視点
施設計画に関する事項	—
敷地内配置計画	建屋配置、車両動線、等
機器配置計画	作業動線、維持管理スペース、既設利用計画、等
工事施工計画	施工手順、仮設計画、安全衛生管理、災害防止対策、等
プラント機能の安定化対策に関する事項	—
水処理設備の安定化対策	生物処理工程の負荷変動対策及び反応温度の安定、膜分離装置の目詰まり対策、高度処理水質の安定、等
脱臭設備の安定化対策	含水率の安定化、搬出時の作業性、等
資源化設備の安定化対策	前処理及び資源化設備の稼働時における臭気濃度変動対策、助燃剤及び脱水し渣搬出時の臭気漏れ対策、等
災害時の対応	水害時の施設内への浸水防止対策及び台風、地震、落雷、停電時の対応、等
環境への配慮に関する事項	—
省エネ、省資源化への取組	省エネ機器の採用、太陽光発電設備、処理水再利用設備
工事期間中の周辺環境対策	騒音・振動・臭気に対する対策、排水負荷の削減対策、周辺交通対策、等
コスト管理計画に関する事項	—
運転管理計画	運転管理体制・人員、異常時の通報体制、安全衛生管理、等
維持管理経費	稼働後 10 年間の電力、薬品等の経費
点検補修費	稼働後 10 年間の定期点検、法定点検、維持補修等の費用

① 各評価項目に対応する技術提案内容が、具体的に示され、妥当性を有し、かつ実現可能なものであるかを評価の基本とし、一定の評価ができる場合、A～Eの5段階評価のうちC評価を付与する。

② より優れた提案と認める場合に、優秀の度合いに応じて各提案にAまたはB評価を付与する。

③ 一定の評価ができない場合には、その度合いに応じて各提案にD、E評価を付与する。

5) 価格審査

(1) 入札価格の点数化方法

入札書に記載された入札価格について、算定式により点数を算出する。

(2) 算定式

入札価格のうち最も低い価格（「最低価格」という。）を満点（30点）とし、この最低価格と各応募者の入札価格との比率に配点を乗じて価格点数を算出する。

なお、点数は小数点以下第3位を四捨五入した値とする。

$$\text{価格点数} = \frac{\text{最低価格}}{\text{入札価格}} \times 30$$

6) 総合点数の算出

技術提案内容に関する審査及び入札価格に関する審査により算出された審査項目ごとの点数を合計し、総合点数を算出する。

7) 優秀提案の選定

総合点数の最も高い提案を優秀提案として選定する。